

令和6年第3回廿日市市議会（第3回定例会）条例新旧対照表

議案第68号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
議案第69号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第70号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第71号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第72号	廿日市市奨学金貸付条例の一部を改正する条例	9
議案第77号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	11

議案第 6 8 号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 1 7 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（罰則） 第15条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____ 場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	（罰則） 第15条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

議案第69号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
執行機関	事 務	特定個人情報	執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
（略）			（略）		
5 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
（略）			（略）		

議案第70号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成
27年条例第3号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4） （略）	（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4） （略）

議案第71号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （5） 建築関係				別表（第2条関係） （5） 建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
建築物のエネルギー消費性能の認定		(略)	ア (略) イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物省エネ法第2条第3号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写しをいう。 ウ～カ (略)	建築物のエネルギー消費性能の認定		(略)	ア (略) イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物省エネ法第2条第3号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しをいう。 ウ～カ (略)
(略)				(略)			

改正後	改正前																																				
（奨学生の資格） 第2条 この条例により奨学金の貸付けを受ける_____者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 （1） （略） （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）<u>、中等教育学校後期課程</u>、高等専門学校、大学及び専修学校（一般課程は除く。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。 （3）・（4） （略） （削る） （奨学金の貸付額等） 第3条 奨学金の貸付額は、次の表の左欄の区分に従い、同表右欄に定める額とする。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">貸付額</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び専修学校（高等課程）</td><td>国公立</td><td>月額</td><td><u>15,000円</u></td></tr><tr><td>私立</td><td>月額</td><td><u>25,000円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">大学及び専修学校（専門課程）</td><td>国公立</td><td>月額</td><td><u>30,000円</u></td></tr><tr><td>私立</td><td>月額</td><td><u>40,000円</u></td></tr></table> 2 （略） <u>（奨学金の貸付申請）</u> 第5条 <u>奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>（奨学生の決定）</u> 第6条 <u>市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、予算の範囲内で奨学生を決定する。</u> （奨学金の休止）	区分		貸付額		高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び専修学校（高等課程）	国公立	月額	<u>15,000円</u>	私立	月額	<u>25,000円</u>	大学及び専修学校（専門課程）	国公立	月額	<u>30,000円</u>	私立	月額	<u>40,000円</u>	（奨学生の資格） 第2条 この条例により奨学金の貸付けを受ける<u>ことができる</u>者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 （1） （略） （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）<u>、</u>高等専門学校、大学及び専修学校（一般課程は除く。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。 （3）・（4） （略） <u>（5） 他の団体から奨学金その他これに類するものの貸付け又は給付を受けていないこと。</u> （奨学金の貸付額等） 第3条 奨学金の貸付額は、次の表の左欄の区分に従い、同表右欄に定める額とする。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">貸付額</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校<u>、</u>高等専門学校及び専修学校（高等課程）</td><td>国公立</td><td>月額</td><td><u>10,000円</u></td></tr><tr><td>私立</td><td>月額</td><td><u>20,000円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">大学及び専修学校（専門課程）</td><td>国公立</td><td>月額</td><td><u>20,000円</u></td></tr><tr><td>私立</td><td>月額</td><td><u>30,000円</u></td></tr></table> 2 （略） （新設） （新設） （奨学金の休止）	区分		貸付額		高等学校 <u>、</u> 高等専門学校及び専修学校（高等課程）	国公立	月額	<u>10,000円</u>	私立	月額	<u>20,000円</u>	大学及び専修学校（専門課程）	国公立	月額	<u>20,000円</u>	私立	月額	<u>30,000円</u>
区分		貸付額																																			
高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び専修学校（高等課程）	国公立	月額	<u>15,000円</u>																																		
	私立	月額	<u>25,000円</u>																																		
大学及び専修学校（専門課程）	国公立	月額	<u>30,000円</u>																																		
	私立	月額	<u>40,000円</u>																																		
区分		貸付額																																			
高等学校 <u>、</u> 高等専門学校及び専修学校（高等課程）	国公立	月額	<u>10,000円</u>																																		
	私立	月額	<u>20,000円</u>																																		
大学及び専修学校（専門課程）	国公立	月額	<u>20,000円</u>																																		
	私立	月額	<u>30,000円</u>																																		

改正後	改正前
<u>第7条</u> (略) (奨学金の停止) <u>第8条</u> (略) (奨学金の返還) <u>第9条</u> 奨学金は、奨学生が卒業した月の翌月から起算して6月間据え置き、その翌月から<u>15年</u>以内に返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。 2 (略) (返還の猶予) <u>第10条</u> (略) (返還の免除) <u>第11条</u> 市長は、奨学生又は奨学生であった者が<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1) <u>死亡したとき。</u> (2) <u>心身に著しい障害を有することとなり返還能力がなくなったとき。</u> (3) <u>重大な災禍その他特別の理由によって返還できなくなったとき。</u> (委任) <u>第12条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が<u>別に</u>定める。	<u>第5条</u> (略) (奨学金の停止) <u>第6条</u> (略) (奨学金の返還) <u>第7条</u> 奨学金は、奨学生が卒業した月の翌月から起算して6月間据え置き、その翌月から<u>10年</u>以内に返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。 2 (略) (返還の猶予) <u>第8条</u> (略) (返還の免除) <u>第9条</u> 市長は、奨学生又は奨学生であった者が<u>死亡し、又は心身に著しい障害を有することとなり返還能力がなくなったとき</u>は、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (新設) (新設) (新設) (委任) <u>第10条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が<u>　　</u>定める。

議案第 7 7 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 新旧対照表

○広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係） （1）被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 （2）<u>資格確認書等</u>の引渡し （3）<u>資格確認書等</u>の返還の受付 （4）医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し （5）保険料に関する申請の受付 （6）前各号に掲げる事務に付随する事務	別表第 1（第 4 条関係） （1）被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 （2）<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の引渡し （3）<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の返還の受付 （4）医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し （5）保険料に関する申請の受付 （6）前各号に掲げる事務に付随する事務